



発行：文部科学省科学研究費補助金

新学術領域研究「法と人間科学」代表：仲 真紀子

総括班出版担当：伊東 裕司・指宿 信・城下 裕二（50音順）, 支援室

2015年6月号

## ◆ 目次

- 「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ ----- 1
  - ・平成27年度第1回「刑罰と犯罪防止」研究会開催
  - ・7月度「札幌法と心理研究会」開催
- 実務家と研究者のクロスセクション ----- 2
  - 「大学教員歴2か月の試行錯誤」
  - 上智大学 法学部 佐藤 結美
- 研究アゴラ ----- 3
  - 研究紹介
  - 「飯塚事件第3次鑑定に思うこと：  
腑に落ちる研究の発見」
  - 日本大学 文理学部 巖島 行雄
  - ・総括班支援室からのご案内

## 巻頭歳時記

5月は夏を思わせるような暖かさでしたが、このところは大気が不安定で肌寒い日が続きます。皆様体調など崩されぬようご自愛下さい。

4月を迎え、新学術領域研究「法と人間科学」は、最終年度に突入いたしました。3月の総括班会議にて、提案された全ての企画が採択され、今年度はフィナーレに相応しい活発な活動が期待できそうです。

まず、法と人間科学の仲班と総括班も後援しているワークショップ「児童に対する性的虐待の司法的評価におけるコモンエラー」が6月14日に北海道大学にて開催されます (<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/675/>)。講師にハワイ大学の Steve Herman 先生をお招きします。先生が普段行われる研修内容を専門家向けに再構成してお届けしていただく予定です。また続く15、16日の2日間は、仲班主催の司法面接研修が同じく北海道大学にて開催されます (<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a04/naka/archive/668/>)。回を重ねる毎に司法面接が実務家に浸透しており、研修への安定した高い需要が評価の高さを裏付けます。(総括班支援室・高橋)



## 「法と人間科学」総括班支援室からのお知らせ

**平成27年度 第1回  
「刑罰と犯罪防止」研究会の開催**

「法と人間科学」  
メンバー  
イベント

**7月度「札幌法と心理研究会」開催**

新学術領域研究「法と人間科学」河合班(研究科題名:刑罰と犯罪防止)の平成27年度第1回「刑罰と犯罪防止」研究会を桐蔭横浜大学にて開催いたします。

具体的な内容は、以下の通りです。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/a01/kawai/archive/64/>

- **日時**：2015年6月28日(日) 13時00分～17時00分
- **場所**：桐蔭横浜大学
- **課題**：意識調査の分析、公表の方法の検討

今回の研究会は、新学術領域研究「法と人間科学」の領域メンバー内の研究交流、特に若手研究者や院生の育成を目指しております。ご希望の方は奮ってご参加下さい。先生方からも若手研究者や院生にお声かけ頂ければ幸いです。

内容は、死刑と厳罰化についての全国意識調査の結果分析を行います。分析の対象となる質問票は、法と人間科学メンバーには、既にメール添付にてお送りさせていただいております。これに関する単純集計を含む報告書の原稿を後日参加者の方に配布いたします。

参加希望の方は、6月23日までに河合先生までメールにてご連絡ください。メールアドレス：kawai \* toin.ac.jp

※メールアドレスは、\*を@に換えてご利用下さい。

7月度「札幌法と心理研究会」を北海道大学にて開催いたします。具体的な内容は、以下の通りです。

<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/673/>

- **日時**：2015年7月10日(金) 18時30分～
- **場所**：北海道大学 人文社会科学総合教育研究棟 (W棟) 401教室
- **内容**：
  - ・報告者：東本 愛香 先生  
(千葉大学 社会精神保健教育研究センター 法システム研究部門)
  - ・題目：「受刑者のこころの健康とその介入」

札幌法と心理研究会は、法学、法社会学、心理学などの研究者と実務家で構成される法と心理に関する研究会です。ご関心をお寄せの研究者および実務家の方に幅広くご参加いただけます。

初めてご参加を希望される方は、事務局 (lahs \* let.hokudai.ac.jp) までご連絡ください。

※メールアドレスは、\*を@に換えてご利用下さい。

## 実務家と研究者のクロスセクション



## 大学教員歴2か月の試行錯誤

上智大学 法学部 佐藤 結美

佐藤結美先生には、先生が北海道大学大学院 法学研究科 修士課程にご在籍の頃より、札幌法と心理研究会に参加していただいております。ここでは、札幌法と心理研究会および法と人間科学から孵化された若手研究者・教員としてご執筆いただきました。

大学教員という職を得て早2か月になる。今年の3月まで北大法学研究科で助教をしていたので、一応は「教員」であったといえるのかもしれないが、今年度からゼミを一人で運営し、大教室で刑法の授業をしなければならないという点において、札幌法と心理研究会および「法と人間科学」の先生方から温かく見守っていただいていた院生・助教の頃とは全く異なる環境に身を置いている。

札幌法と心理研究会には、修士課程に入学した2009年4月から参加している。私は「札幌法と心理研究会に生まれ、『法と人間科学』領域と共に成長してきた研究者」なのではないかということで本稿執筆のご依頼をいただいたが、研究会やその後の懇親会で先生方や専門を異にする院生仲間から教えてもらうことの方が格段に多かったので、札幌法と心理研究会に「寄生」し、「法と人間科学」領域から「養分を得ていた」と言う方が正しい。この研究会で学んだことのすべてをお話するのは紙幅の関係上難しいので、最も強く印象に残っていることについてお話ししたい。

札幌法と心理研究会で最も頻りに耳にした用語は「司法面接」である。主に虐待を受けた児童、または虐待を目撃した児童等から事実を聴取する際に行われるものであり、被面接者の負担を可能な限り少なくし、誘導尋問にならないように被面接者の自発的な言葉を引き出すことが目的とされているとのことである。刑事裁判との関わりでは、子どもが自分の言葉で具体的に語っている場合に比して、面接者からの「クロード質問」に対して「うん、うん」とだけ答えるに留まっている場合は、供述の信用性が低下するとされている。子供の負担を軽減しつつ「本当であったこと、見たこと」を聞き出すには、「オープン質問」をすることにより、何を話すのかを被面接者の自由に任せる必要があるというのが司法面接の本質であると理解しているが、この司法面接の技法は大学の学生指導にも応用できるのではないかと思う。

現在、上智大学では刑法のゼミを担当しており、幸いにしてゼミ生は活発に議論に参加してくれている。しかし、私がゼミ生の発言に対して「それは、これこれこういうことですか？」というクロード質問をしてしまい、学生が「そうです」とだけ答えるという一幕もあるので、「誘導尋問になってしまったのではないか」「これは他のゼミ生に質問させるように仕向けるべきだったのではないか」と自問自答することがある。学生の思考・発言能力を向上させるには、教員も質問能力を向上させなければならないのだと反省しきりである。サンデル教授を気取って「双方向のやり取り」を目指してはいるものの、大学教員歴2か月の身には厳しいものがある。

「法と人間科学」の中心メンバーの一人であり、司法面接の大家でいらっしゃる仲真紀子先生は、研究会や懇親会で「〇〇について、刑法ではどうなの？」「どんな研究してるの？」と聞いて下さることが多かった。仲先生の懐の深さとオープン質問の魔力にすっかりやられて、「刑法では・・・」「博論は・・・」などと童心に返って(?)長々話してしまう。やはり、司法面接から学ぶことは多い。

「法と人間科学」は、法学・心理学・社会学等の様々な分野の研究者と実務家が集まって「法心理学」の構築を目指す学術領域であり、札幌法と心理研究会や年1回の「模擬裁判」やそれに併催される「全体会」では、専門の異なるメンバー同士がお互いの知見を尊重しつつ、議論を深める様子に接してきた。新学術領域「法と人間科学」には、今後も「ありのままに」いることを願う。

## 研究アゴラ



## 研究紹介

## 飯塚事件第3次鑑定に思うこと：腑に落ちる研究の発見

日本大学 文理学部 巖島行雄

飯塚事件は1990年2月に起こった小学生女児2名の誘拐殺人事件である。事件発生から半年以上経過して、K氏が逮捕された。K氏の逮捕理由の一つが、被害者の所有物が遺棄されていた山中の、左折するカーブの反対車線側(右側)に駐車していた車両が、K氏の所有するワゴン車の特徴と極めて類似しているというT氏の見証証言の存在であった。

私は福岡高裁(第一次鑑定書)と再審請求のための鑑定書(第二次鑑定書)を作成した。いずれもT氏のような車の詳細な供述が果たして可能なのかを、現場での再現実験で検証したものであった。第二次鑑定は、裁判所の批判を精査しての再実験であった。いずれの実験でも(一次鑑定45名、二次鑑定30名、合計75名の見証者)、T氏のような車の詳細に関する記憶は誰一人として報告できなかった(T氏よりも正確な記憶が形成されやすいように条件設定した場合でも車の詳細は報告されなかった)。

T氏が見たものをすべて覚えられるというような特異な能力は持っていないであろう。そうであれば、T氏の記憶の起源が目撃時のもの以外にあると判断せざるを得ない。鑑定書では事情聴取における捜査側の情報が事後情報の形で提供された可能性が高いとの考察を示した。しかし、一体どうして私の鑑定実験の参加者の記憶が乏しいのかはずっと気がかりであった。

そのような折、弁護団から開示された新資料とともに誘導の可能性に関する鑑定をして欲しいとの要請があった。気にかかっていたのは、目撃が左に鋭く曲がるカーブの運転中に起こったことであった。果たしてそのような道路での運転で、T氏が供述するように「車の斜め前、横、そして後ろから見た」というような見方

が可能なのだろうかという疑問が、ずっと気にかかっていた。

そこで今回、カーブ運転の眼球運動に関して徹底的に文献検索を行い、Land & Lee(1994)のネイチャー誌に掲載された「カーブ運転時にどこを見ているのか?」という論文と、その後の多数の発展研究を見つめることができた。彼らは、車でカーブを運転するときには、道が曲がるその先端(タンジェント・ポイント\*: TP)に視線が固定され続けることを実験的に明らかにしたのである。しかも、このTPへの視線の固定はカーブに入る前数秒からカーブを脱出するまで続くこと、さらにその視線の固定はTPの周囲3度以内に75%の頻度で留まることを明らかにした。この発見は極めて強固で、その後の研究においても支持されてきている。この事実、目から鱗であった。T氏の供述のように「車の斜め前、横、そして後ろから見た」との見方が不可能であることが明らかになったのである。警察は対象車両をよく見たとの印象を作り出すために、そのような見方をT氏に言わせたのであろう。無知の悲劇である。

この論文の発見で、鑑定実験の参加者が「停車している車をよく見るように」と教示しても、なぜ車の詳細が報告できないのか良く理解できた。そしてT氏の記憶が目撃以外の情報で作上げられたものであることが、科学的に説明できたことになる。本当に腑に落ちる発見であった。そして諦めずに近接科学の領域まで文献検索することの重要性を再認識した次第である。

\*タンジェントポイント：クリッピングポイントとも呼ばれるカーブ路内側の突出点。(引用:「astamuse」<http://astamuse.com/ja/keyword/10312279>)

## 総括班支援室からのご案内

## ●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域のHP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告(レポート)、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、法と人間科学・総括班支援室(事務局)へメール(lahs \* let.hokudai.ac.jp)にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

## &lt;連絡先&gt;

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院文学研究科 新学術領域研究「法と人間科学」総括班支援室

E-mail: lahs \* let.hokudai.ac.jp, Tel. (011) 706 - 3912

法と人間科学 HP <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>

※メールアドレスは\*を@に換えてご利用下さい。

